

県外移住希望者滞在費等補助金のご案内

移住を希望される県外の方が、大洲市を訪れた際の滞在費の一部を補助します。

1人当たり 最大 3千円／泊（補助率1／2）

1回当たり4泊まで、同行者1名分まで、同一世帯2回まで利用できます。

※市内宿泊施設の宿泊費用が対象となります。

【補助対象となる方】(①～④のすべてを満たすこと)

- ①本市への移住の相談や準備を行っている県外に住所を有する方
- ②本市を訪れた際、移住・定住支援センターに相談等を行う
- ③過去にこの補助金の交付を受けたことが1回以下である(2回利用可能)
- ④暴力団員等ではない

※空き家バンク物件の利用等を希望される場合は、事前に利用登録の申込みが必要です。

【手続きの流れ】

①と④を同時に行う場合があります。

①事業計画認定申請

【申請者】 補助対象となる宿泊初日の前日までに、次の書類を提出してください。

- 大洲市移住・定住促進補助金事業計画認定申請書（様式第1号）
- 事業計画書（別紙1-7ア）
- 承諾書（別紙2-6）
- 県外に居住していることを示す書類等の写し

②認定通知書交付

【市】 提出書類等を確認し、認定通知を行います。

※認定通知は補助金の交付を決定したものではありません。

○大洲市移住・定住促進補助金事業計画認定通知書(様式第2号)を申請者へ通知

③市内宿泊施設の利用・支払い

④補助金交付申請

【申請者】 次の書類を提出してください。

(事業実績報告)

- 大洲市移住・定住促進補助金交付申請書（様式第9号）
- 事業実績書（別紙5-7ア）
- 誓約書（別紙6）
- 宿泊費領収書の写し

⑤交付決定通知書交付

【市】 提出書類等を確認し、交付決定を行います。

○大洲市移住・定住促進補助金交付決定通知書(様式第10号)を申請者へ通知

⑥請求

【申請者】 次の書類を提出してください。

- 大洲市移住・定住促進補助金請求書（様式第11号）

⑦補助金の交付

【市】 請求により、補助金を支払います。

【問い合わせ】 大洲市移住・定住支援センター（大洲市役所 5階）

〒795-8601 愛媛県大洲市大洲 690 番地の 1

☎ 0893-57-9989 ☒ iju-teiju@city.ozu.ehime.jp